

第四管区海上保安本部公示第2号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。

令和8年1月14日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所

愛知県三河港務所長 堀尾 朋宏

愛知県豊橋市神野ふ頭町3-9

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

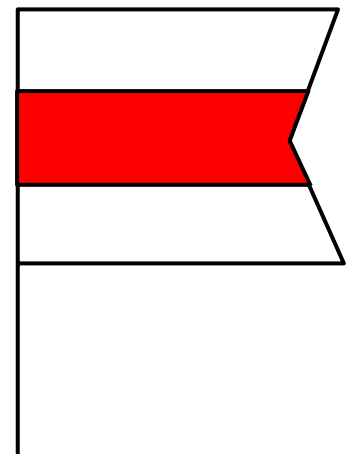
令和8年2月1日～令和8年3月26日（うち2日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 その他必要な事項

測量船は、水路業務法第17条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和25年運輸省
令第55号）第6条に定める標識を揚げ
る。



白
紅
白

別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図